

こども誰でも通園制度について

・こども誰でも通園制度とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

・対象者

保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）のこども

※保育所等とは…認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所

・利用可能時間

こども1人につき、月10時間以内

・一時保育との違い

「一時保育」は、保護者が就労や通院等で一時的に育児が困難な時に利用する制度であるが、「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労等の理由は問わず、家庭にいないだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

・事業の全体像

令和7年度中に条例を整備し、令和8年4月から制度開始となる。

〈利用者〉

こども誰でも通園制度総合支援システムを利用し、申請をする。

利用者による申請 → 町が認定 → 決定通知受理 → 施設に事前面談予約 → 事前面談
→ 施設の利用

〈事業者〉

町の認可を受けて、事業を開始する。

認可手続き → 町による設置認可 → 開所

実施方法

- ① 保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う「余裕活用型」
- ② 定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う「一般型」